

お客様各位

2017年10月
野村證券株式会社

「非課税上場株式等管理に関する約款(野村ネット&コール用)」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて早速ではございますが、非課税口座の累積投資勘定(つみたてNISA)の開始に伴い、「非課税上場株式等管理に関する約款」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款(野村ネット&コール用)</p> <p>(定義) 第2条 (省略) ~ (省略) 2 (省略) ~ (省略) 3 この約款において「<u>非課税累積投資に係る積立契約</u>」とは、定期的に継続して、当社に買付けの委託をし、当社から取得し、または当社が行う募集により取得することを約する契約で、取得した当該上場株式等は直ちに累積投資勘定へ受入れられることや、あらかじめその買付けの委託または取得をする上場株式等の銘柄その他の当社で定める事項が定められているもので、かつ、当該上場株式等の銘柄に応じて「野村の証券取引約款(野村ネット&コール用)」の規定等が適用されることを内容とするものをいいます。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出) 第3条 非課税口座、<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>の設定を申込む場合は、あらかじめ、非課税適用確認書交付申請書および非課税口座開設届出書、ならびに非課税口座廃止通知書、または勘定廃止通知書、その他法令で定める書類を提出していただきます。</p> <p>(区分管理) 第4条 非課税口座に係る上場株式等は、<u>以下のいずれかの勘定</u>で管理します。</p> <p><u>非課税管理勘定(当該上場株式等(非課税累積投資に係る積立契約により取得したものを除く))</u>につき、他の取引に係る記録</p>	<p>非課税上場株式等管理に関する約款(野村ネット&コール用)</p> <p>(定義) 第2条 (省略) ~ (省略) 2 (省略) ~ (省略) (新設)</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出) 第3条 非課税口座または非課税管理勘定の設定を申込む場合は、あらかじめ、非課税適用確認書交付申請書および非課税口座開設届出書、ならびに非課税口座廃止通知書、または<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>、その他法令で定める書類を提出していただきます。</p> <p>(区分管理) 第4条 非課税口座に係る上場株式等は、<u>非課税管理勘定(当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定をいいます)</u>で管理します。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの。</u></p> <p><u>累積投資勘定(非課税累積投資に係る積立契約により取得した当該上場株式等につき、他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定で、法令上の要件を満たすもの。)</u></p> <p>2 <u>非課税管理勘定または累積投資勘定は、非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書、または勘定廃止通知書に記載された勘定設定期間において設けられます。</u></p> <p>3 <u>勘定設定期間内の各年の1月1日において、非課税管理勘定または累積投資勘定のいずれかの勘定が設けられます。</u></p> <p>4 <u>前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に非課税管理勘定または累積投資勘定のいずれかの勘定が設けられるものとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書が提出された場合にあっては、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定または累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定または累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)</u></p> <p><u>(累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲等)</u></p> <p><u>第5条の2 累積投資勘定は、上場株式等のうち、次に掲げるもののみを受入れます。</u></p> <p><u>非課税累積投資に係る積立契約に基づき、非課税口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得した後、直ちに非課税口座に受入れるもの</u></p> <p><u>以外の上場株式等で、法令により受入れが認められるもの</u></p> <p>2 <u>累積投資勘定に受入れる前項の上場株式等の取得対価の額の合計額は、40万円を超えないものとします。</u></p> <p>3 <u>第1項にかかわらず、当社が定めるところにより、累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。</u></p> <p>(非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れる配当等の範囲等)</p> <p>第6条 <u>非課税管理勘定または累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところによ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2 非課税管理勘定は、非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書、または非課税管理勘定廃止通知書に記載された勘定設定期間において設けられます。</p> <p>3 <u>非課税管理勘定は、勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられます。</u></p> <p>4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に非課税管理勘定が設けられるものとします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>非課税口座廃止通知書または非課税管理勘定廃止通知書が提出された場合にあっては、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(非課税管理勘定に受入れる配当等の範囲等)</p> <p>第6条 非課税管理勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところによ</p>

新	旧
<p>り、非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れないものがあります。</p>	<p>り、非課税管理勘定に受入れないものがあります。</p>
<p>(手数料)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 8 条 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等(第 2 条第 2 項 の公募投資信託に限り)の買付および換金については、手数料はいただきません。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付に係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただきません。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(非課税口座内の上場株式等の払出しに関する通知)</p>	<p>(非課税口座内の上場株式等の払出しに関する通知)</p>
<p><u>第 9 条 非課税口座内の上場株式等を払出した場合は、その上場株式等について、法令に則り、払出し時の金額および数、その払出し事由およびその事由が生じた日等を、書面または情報通信技術を利用する方法で通知します。</u></p>	<p><u>第 8 条 非課税口座内の上場株式等を払出した場合は、その上場株式等について、法令に則り、払出し時の金額および数、その払出し事由およびその事由が生じた日等を、書面または情報通信技術を利用する方法で通知します。</u></p>
<p>(非課税管理勘定の終了)</p>	<p>(非課税管理勘定の終了)</p>
<p><u>第 10 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日に終了します。</u></p>	<p><u>第 9 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日に終了します。</u></p>
<p><u>2 前項により非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、お客様の申出がない場合非課税口座以外の口座に移管します。</u></p>	<p><u>2 前項により非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、原則として非課税口座以外の口座に移管します。</u></p>
<p>(累積投資勘定の終了)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 10 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日の属する年の 1 月 1 日から 20 年を経過する日に終了します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前項により累積投資勘定が終了した場合、当該累積投資勘定で管理されていた上場株式等は、非課税口座以外の口座に移管します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 11 条 当社は、お客様から提出を受けた非課税口座開設届出書(非課税口座開設届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所について、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に法令に定める方法で確認いたします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前項の場合において、確認期間内にお客様</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。</u></p> <p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p><u>第 12 条</u> お客様が、当社に開設した非課税口座の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期間内に所定の書類を提出していただく必要があります。当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、所定の書類の提出を受けて作成した勘定廃止通知書をお客様に交付することなく、その作成日にお客様から第 3 条第 1 項に基づく提出を受けたものとみなして取り扱います。</p> <p>(非課税口座に係る事項の細目)</p> <p><u>第 13 条</u> 非課税口座に係る事項の細目は、この約款および法令の定める範囲内で、当社が定めます。</p> <p>(解約事由)</p> <p><u>第 14 条</u> 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の非課税口座は廃止されます。</p> <p>～ (省略)</p> <p><u>2 前項</u> から のいずれかに該当したとき、または、法令等により、非課税累積投資に係る積立契約に基づき買付けた上場株式等(第 2 条第 2 項 の公募投資信託に限ります)を累積投資勘定に受入れることができなくなったとき、非課税累積投資に係る積立契約は解約されます。</p> <p>(合意管轄)</p> <p><u>第 15 条</u> この約款に関するお客様と当社との訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の改定)</p> <p><u>第 16 条</u> この約款は、法令の変更その他の事由が生じた場合、改定されることがあります。</p> <p style="text-align: right;">2017 年 10 月</p>	<p>(新設)</p> <p>(非課税口座に係る事項の細目)</p> <p><u>第 10 条</u> 非課税口座に係る事項の細目は、この約款および法令の定める範囲内で、当社が定めます。</p> <p>(解約事由)</p> <p><u>第 11 条</u> 次のいずれかに該当したときは、この約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の非課税口座は廃止されます。</p> <p>～ (省略)</p> <p><u>2 前項</u> から のいずれかに該当したとき、または、法令等により、非課税累積投資に係る積立契約に基づき買付けた上場株式等(第 2 条第 2 項 の公募投資信託に限ります)を累積投資勘定に受入れることができなくなったとき、非課税累積投資に係る積立契約は解約されます。</p> <p>(合意管轄)</p> <p><u>第 12 条</u> この約款に関するお客様と当社との訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の改定)</p> <p><u>第 13 条</u> この約款は、法令の変更その他の事由が生じた場合、改定されることがあります。</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 1 月</p>